

米国南西部先住民族聖地の ウラン鉱山開発をめぐるって

ホピ、ナヴァホ、ラゲナ、アコマ、
ズニ等、近隣先住民族の聖地



ニューメキシコ州 テーラー山

文化科学研究科 比較文化学専攻
玉山 ともよ tama@idc.minpaku.ac.jp

発表構成 Contents



ウラン原石

- はじめに
- 研究目的
- 調査地概要
- 背景
- 考察
- ロカ・ホンダ鉦山の事例
- まとめ

はじめに Introduction

• 開発対象となる先住民族「聖地」 Sacred sites

↳ 鉱物資源、ダム、リゾート、廃棄物処理場、
プランテーション、軍事基地、実験場、等

巨大グローバル資本による収奪、植民地支配のなごり

各
国
の
事
例

• 米国：

- ブラックメサ---石炭(アリゾナ州：ホピ族、ナヴァホ族)
- ブラックヒルズ---ウラン(サウスダコタ州、ワイオミング州：ラコタ族、北シャイアン族、オマハ族)
- グランドキャニオン---ウラン(アリゾナ州：ハバスパイ族)

• カナダ：

- アサバスカ川デルタ---石油(アルバータ州：クリー族、ディネ族)

• オーストラリア：

- カカドゥ国立公園---ウラン(北部準州：アボリジニ)

研究の目的 Objectives

1. 先住民族による聖地保護運動

- 聖地の文化財登録、保護区域指定
 - 文化的・宗教的・考古学的な希少価値の裏付けとして

2. 開発による恩恵と聖地の保存の比較は可能か？

- 開発⇔聖地保護 両立可能？不可能？
 - 誰にとっての開発？ 誰による開発？
 - 誰にとっての聖地？ 聖地は保護すべきものなのか？

開発可能な資源が豊富¥

特別な場所

先祖伝来の言い伝えや物語、アイデンティティーの拠りどころ

3. 聖地の文化財認定闘争の社会的影響について

- 開発リスク
- コミュニティーの分断

ニューメキシコ州・グランツ ミネラルベルト

1950s~1990s 合衆国のウランの一大産地

約3億4千万ポンドU3O8を産出した



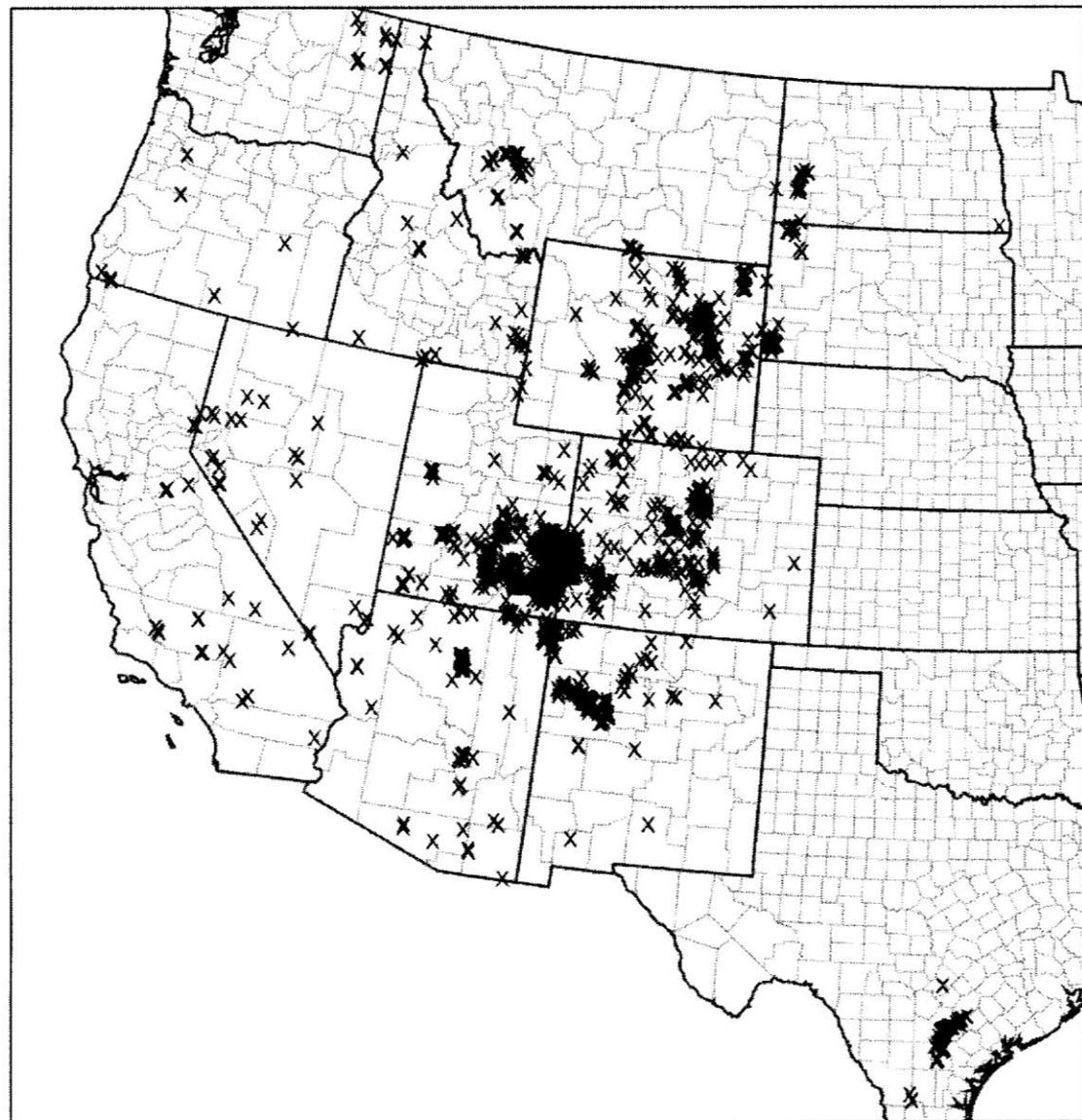
現在、稼働しているウラン鉱山と精錬所はこの地域にはない

ズニ保留地

ウラン鉱山が 遺棄され、 そのままに なっている所

・ 西部14州にわたって、ウラン鉱山ならびに精錬所跡によって汚染された場所の数は、**約10,400ヶ所**

・ ウラン鉱山の数自体は、**約4100ヶ所**



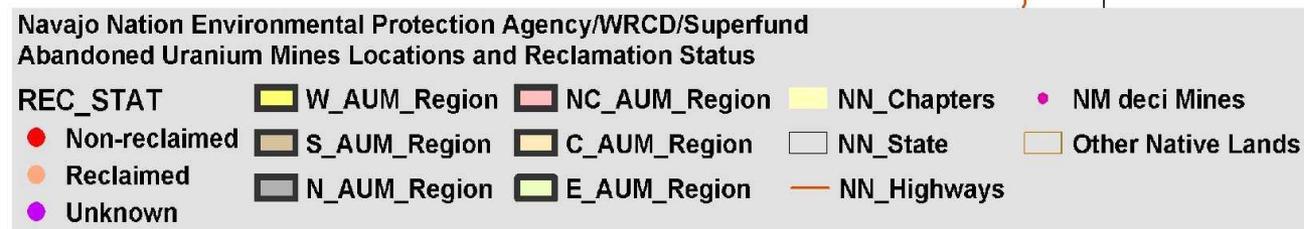
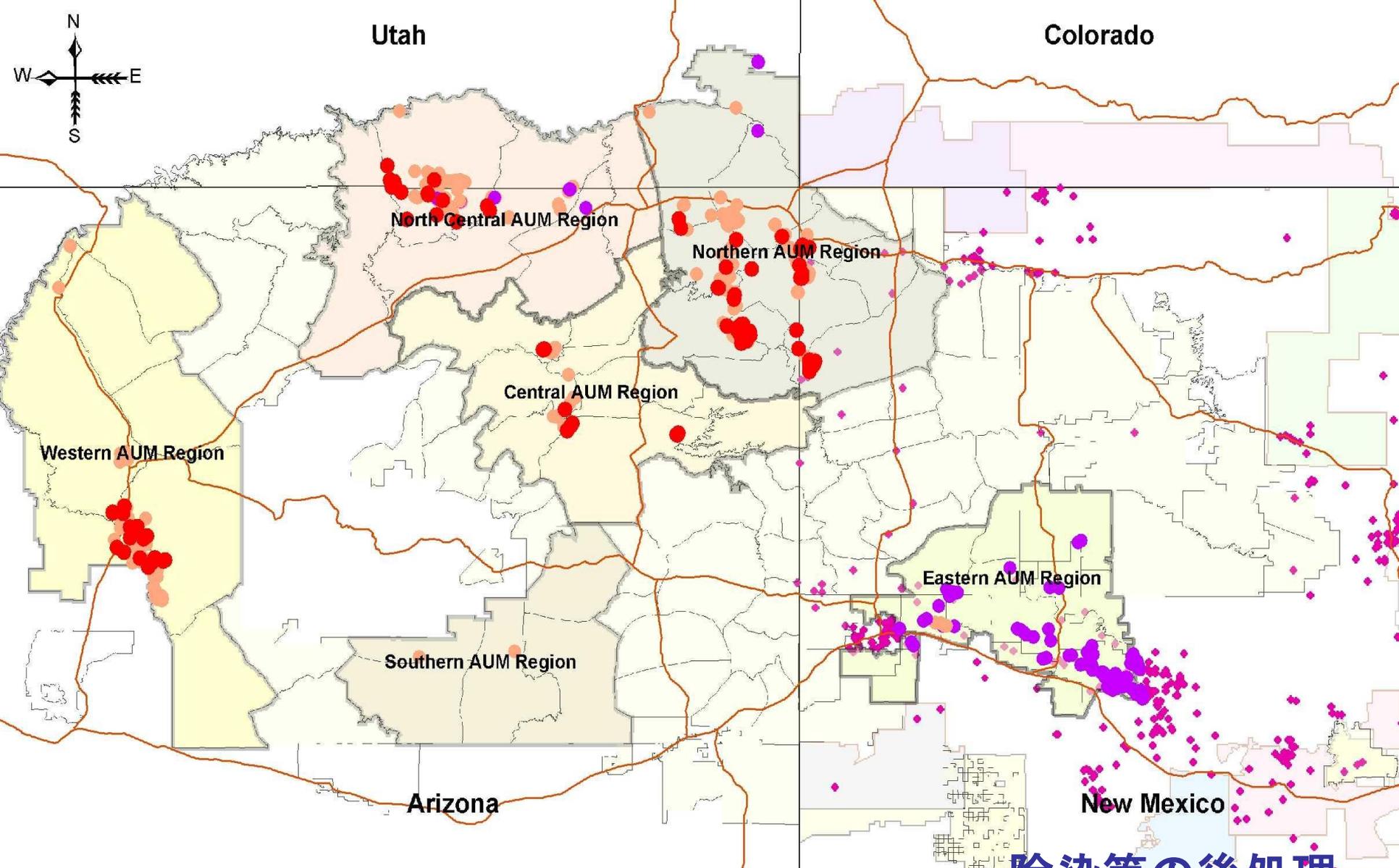
Legend

x MAS/MILS Uranium Mines

Source of Mine Information:
EPA Uranium Location Database

Km
500





除染等の後処理
のされていない
ウラン鉱山跡

ジャックパイル ウラン鉱山(1952-83) 米国ニューメキシコ州
ラグナ・プエブロ保留地



ジャックパイル ウラン鉱山ーかつては世界最大の露天掘りウラン鉱山



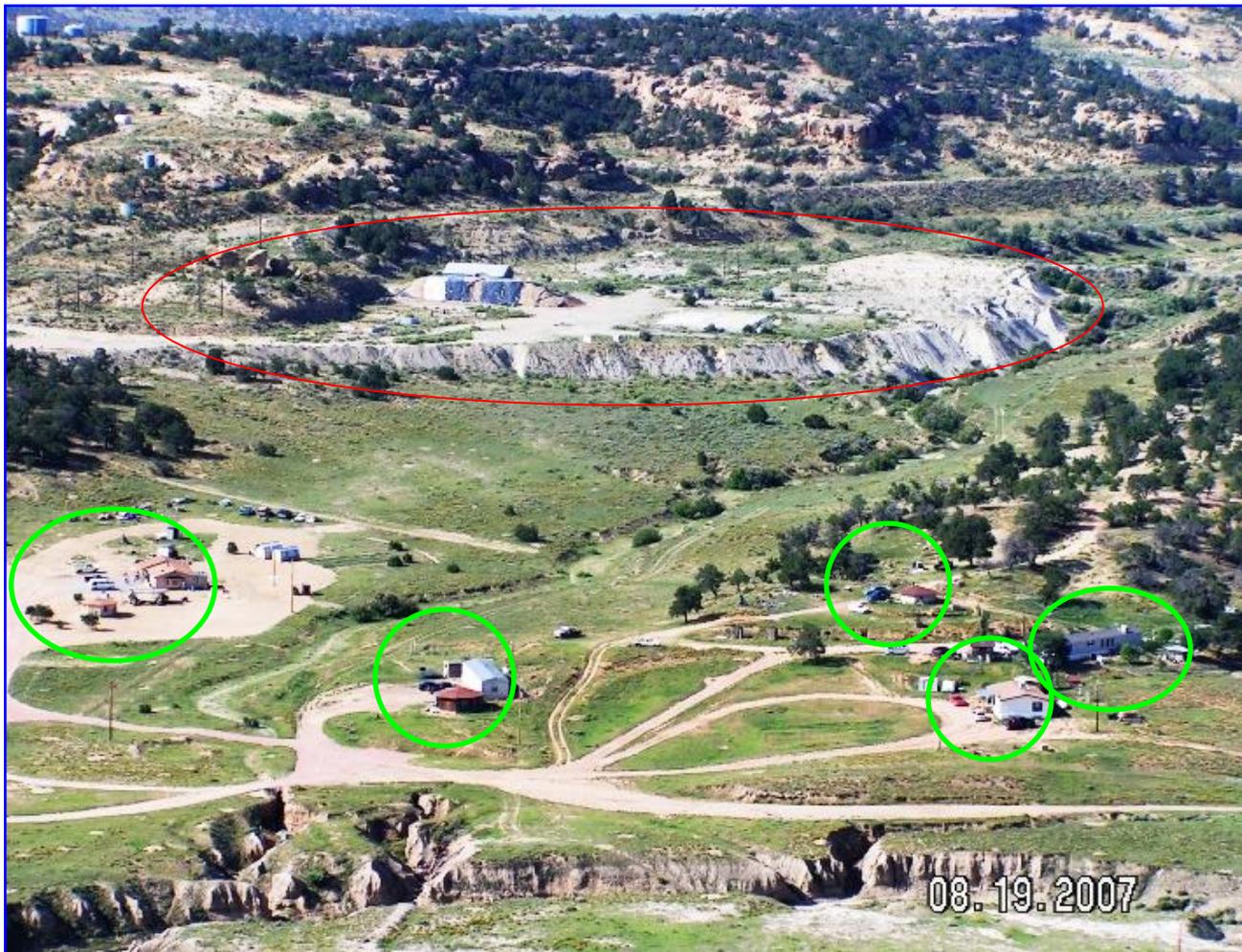
ラグナ・プエブロ保留地

ポワティ村からジャックパイルウラン鉱山を見たところ

鉱山から5キロ圏内の風下に集落があるため、採掘の際の爆風によるウランの粉塵にさらされ、地下水汚染などの影響を強く受けた



ウランによる放射能汚染と重金属汚染



ナヴァホの伝統的な家
「ホーガン」
廃れたウラン鉱山や精錬
所跡から建築資材をタダで
もらってることができた。
→汚染の拡散

写真提供: Chris Shuey, Southwest Research and Information Center (SRIC)

米国ウラン鉱山開発の歴史

1918	ニューメキシコ州でバナディウムの副産物として初めて採掘される。
1923	ウラン採掘一時中断。ベルギー領コンゴにて安いウランが発見される。
1940年代後半～ 1950年代後半	第一次ウラン鉱山開発ブーム。アメリカ原子力委員会(AEC)による固定価格・全量買取制度が開始(1948～71)。当初は核兵器開発用が主。1958年までに総量700万トンが見込まれる、約750ヶ所の採掘スポットが見つかる。55年と56年のピーク時には750のウラン鉱山が開かれる。
1960年代	ブームの衰退。ナヴァホ保留地内で稼働中の鉱山は0ゼロに(1968)。しかし1000ヶ所以上の未処理のウラン鉱山跡や精錬所跡がそのまま残される。鉱山労働者に肺がん等肺系統の疾患の罹患が多発する。
1969	政府が初めてラドンガスの規制を始める。
1970年前	商業用ウランへの利用が核兵器用を上回る。
1979	スリーマイル島原発事故 チャーチロック鉱さい池ダム決壊事故
1980	第二次ウラン鉱山開発ブーム。250のウラン鉱山が稼働。
1984～ 1990年	カナダやオーストラリア産等のウランの価格競争に負け、アメリカ国内鉱山は急激に衰退
1991～	ソ連邦崩壊、冷戦終結後ロシアより核兵器用ウランの輸入、商業利用。

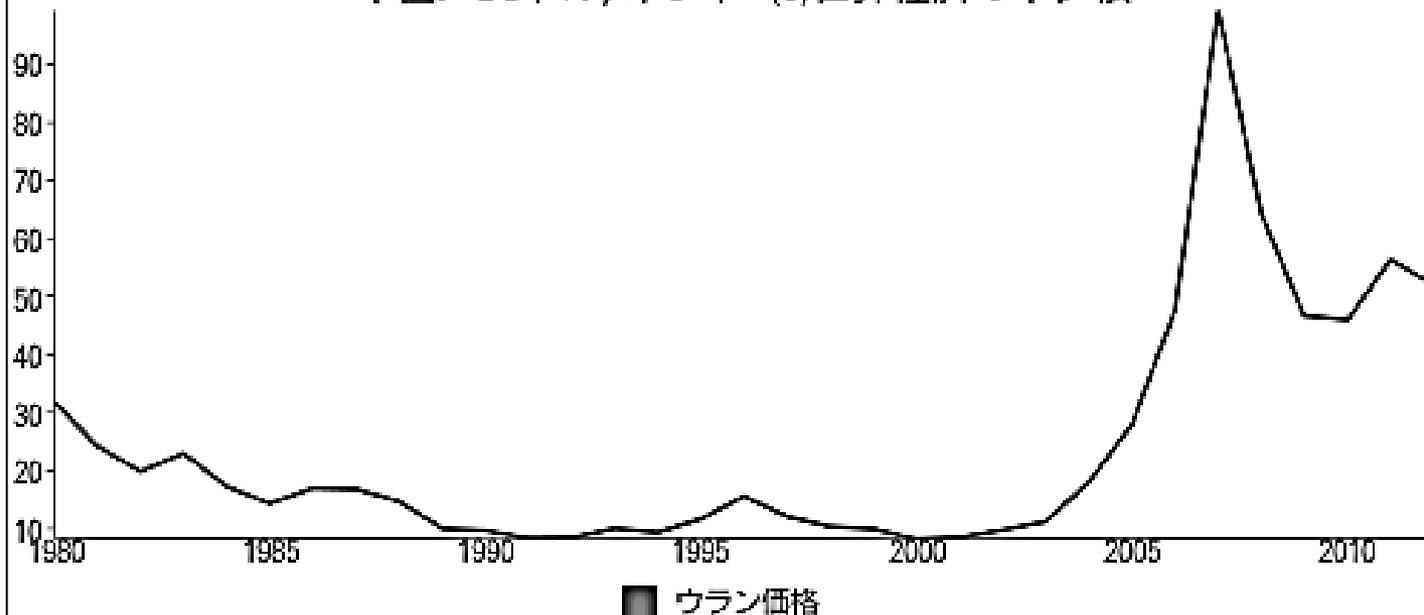
2000年以降、ウラン鉱山再開発の申請ラッシュがグランツミネラルベルトでおこる

理由1: 資源がまだ現存する

理由2: 地球温暖化説による、原子力はCO₂を
(稼動時のみ)排出しないクリーンエネルギー
だとする「原子カルネッサンス」キャンペーン

U₃O₈ 1ポンドあたり
2000年11月 **\$7.1**
↓
2007年6月
\$136.22の最高値
↓
2010年6月
\$40.78まで下がる
↓
2011年2月
\$65.0まで戻る
↓
フクシマ後、続落
2012年9月
約\$48

ウラン価格の推移(1980~2012年)
単位: USドル/ポンド (c)世界経済のネタ帳



ウラン開発からの脱却

- 2005年 ナヴァホ保留地での一切のウラン操業を禁じる先住民族法が成立→
「ディネ天然資源保護法」
- 2007年 5先住民族政府（アコマ、ラグナ、ズニ、ホピの4プエブロ系と、ナヴァホネーション）により聖地テラー山を州の文化財(TCP)として認定登録しようという運動が始まる。
- 2008年 （仮）文化財認定決定
- 2009年 州の文化財認定、登録
- 2011年 裁判で認定を覆される→係争中

(考察1) 政治的戦略としての文化財認定

テラー山 文化財保護区域



出典： New Mexico state, Cultural Properties Review Committee (CPRC) の資料を基に作成

「聖地」を「文化財」として登録する意義

- 先住民族には文化財として保護するという概念はもともとなかった。
- 「保護」するためには、区域を囲い込み限定し、儀礼や巡礼等の具体的な場所や内容を明示する必要があった。→文化収奪を恐れ、他の民族に明らかにできる内容が限定されることもあった。
- しかし、それでもあえて「文化財」として登録することで普遍的な重要性を得、認知度を高める効果が期待できる。
- 開発を止めるための手段としての、政治的な文化財登録

<考察2>ウラン価格の高騰による開発推進 と反対する人々の意見の比較

賛成派(事業主体である開発会社を含む)	反対派(先住民族コミュニティーを含む)
経済的恩恵が大きい	経済的恩恵以外の悪影響の方が大きい
失業率の高い地域に雇用がもたらされる	雇用は一時的なもので永遠でない
経済不況脱出のカギとなる	経済的な好況は一時のブームに終わる
ウラン開発技術は確立されている	安全神話に過ぎない
新しい開発による利益で、過去のウラン開発によってもたらされた汚染を除去できる	新しい開発をする前に、過去の汚染除去と健康被害の補償を先に行うべき
ウラン開発による水汚染はない	もしも一旦汚染されたら取り返しがつかない
文化財(聖地)保護と開発を両立できる	開発により文化財(聖地)は破壊される
国民、州民の多くが開発を望んでいる	少数派の意見を尊重すべき
廃棄物はすべて適切に管理できる	莫大なウラン残土や鉱滓が生み出され、それらは長期間安全に管理できない
自国のエネルギー自給を助ける(2013年末でロシアからのHEU契約が切れる*)	化石燃料以外の自然再生エネルギーをもっと開発・利用すべき

*米国内の原発の燃料の約20%は、現在ロシアからの核兵器を解体した高濃縮ウランをダウンブレンドしたもので、契約終了後2014年からウラン供給不足になるとみられている⇒需要が急に高まる

先住民族による開発反対運動

開発サイド(会社、政府)

先住民族の行動等

資源を開発したい

聖地を守りたい

地元雇用拡大、経済的メリットの方が大きいことを訴える

地域住民を組織する

地元政府を説得し警察等による沈静化を求める

反対運動を起こす

規制はなるべく緩めてほしい

規制を強めるよう促す

協議はするが開発は続行

地元住民との協議を求める

カントリーリスク

生存のための闘い

＜考察3＞文化財認定論争に利用された 人種・民族差別

- ・ テーラー山の文化財認定決定
2009年6月5日

- ・ コンフリクト

侵略者としての白人 = 開発推進 = 文化財認定反対

VS

聖地を保護する先住民族(大地の守護神) =
開発反対 = 文化財認定賛成

→ 人種・民族間 イメージ のコンフリクトに転化

テーラー山でのウラン開発が もたらしたもの

- 住民間、コミュニティー間の分断、激しい論争
 - 開発賛成： グランツ市、グランツ市商工会、シボラ郡
 - いわゆる「白人」系、スペイン系入植者コミュニティー等
 - 開発反対： 先住民族政府、先住民族コミュニティー、環境保護団体、個人、宗教団体 等
- 人種や民族による違いや差別、環境格差が強調される
→ヘイトクライムの発生＝文化財認定直後にナヴァホのホームレス男性が白人若者グループに襲撃される事件が発生

文化財認定を決定する要素

- 米国国立公園法が定める、保護の基準はすべて満たしている 歴史上や語り伝えがある場所であること、あるいは有史以前において重要な記述がある場所であること 等
- ニューメキシコ州の政治的情勢の変化
 - ビル・リチャードソン前州知事(民主党) 開発? →
スザンナ・マルティネス現知事(共和党) 開発大賛成
- パワーゲーム
 - 資金力、ロビー力(プロのロビー専門職を雇える財力)、弁護士力(有能で高給取りの弁護士を多数雇える財力)、マスコミへの影響力 等

圧倒的な経済力格差のある闘い＝開発側に有利

2011年 裁判闘争により文化財認定決定が覆される
→係争中

ロカ・ホンダ 鉱山開発計画

- Roca Honda Resources LLC Joint Venture
(ストラスマア・ミネラル社 60% / 住友商事 40%による合併事業)



- **経緯** ストラスマア社が実務を担い、住商は出資が主

2004年 ストラスマア社がKerr McGee 社の地質調査データと共に土地取得

2005年 サンタフェ事務所オープン、隣接するニューメキシコ州の土地のリース契約完了

2007年 住友商事、経済産業省管轄の独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 (JOGMEC) より **海外ウラン探鉱支援助成金** 取得

同年 住友商事 JV 契約開始 40%出資

2008年 住友商事 同助成金 再取得 **国のエネルギー特別会計から支出**
公的資金注入、両年で約1億2千万円

住友商事 **最終投資額 およそ5千万米ドル＝約40億円弱** で、40%の販売権

- テラー山のふもとで行われる開発事業

問題の多い案件に投資することが妥当かどうか？

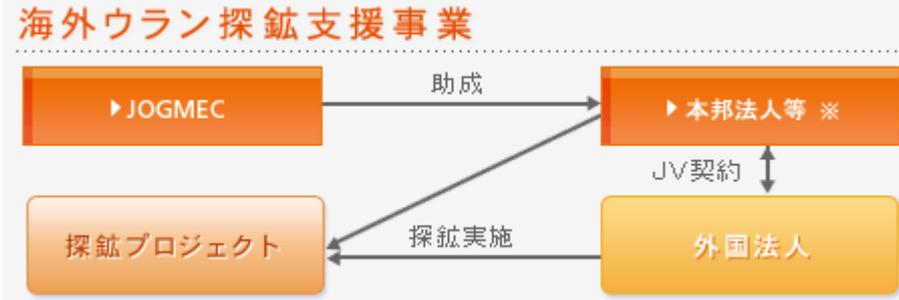
日本のウラン権益確保政策



- 独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構
- 地質構造調査(金属資源)
- 日本企業プロジェクトの支援

「海外ウラン探鉱支援事業」

- 平成19年(2007年)創設
- 事業規模 約10億円
- 取り組みの方針*:
「世界におけるウラン資源獲得の激化等を鑑み、我が国が将来にわたってウラン資源を確保できるよう、ウラン資源確保を目的とする民間事業者への支援を実施する。」



対象経費	地質調査、物理探査、地化学探査、ボーリング調査、坑道調査、選鉱試験、プロジェクト評価等に要する費用、プロジェクト間接経費等の支出金並びに上記活動を目的とする融資・出資
助成率	本邦法人等負担額の (1~3事業年度) 1/2以内 (4~5事業年度) 1/3以内
助成期間	最長5事業年度まで ※単年度の対象期間は経済産業大臣の機構への交付決定日~2月20日まで
申請手順	公募→助成金交付申請→審査→省工庁と協議→採択→交付決定 (継続案件も毎年度申請) ※申請受理日から6週間以内、ただし省工庁との協議期間は除く

JOGMECホームページより

問題点: 日本の公的資金が投入されたプロジェクトであることから、ステークホルダーであるはずの日本国民。しかしプロジェクトによる現地での影響はほとんど報告されない!

フクシマ後のウラン権益確保政策

JOGMEC

H23年度 10億円

H24年度 ↓ 9億円

• 海外ウラン探鉱支援事業

日本国内原発でのウランの需要増が当面見込めないにもかかわらず、微減にしかない。

• **理由**： 国内需要向けにウラン権益確保に公的資金を投入するのではなく、日系企業が原子力産業をインフラ輸出として海外セールスするときのパッケージとして、リスクマネー供給を継続することに方針を変更したのではないかという疑い。

• 資源エネルギー庁の

海外鉱物資源確保ワンストップ体制 省庁横断型 ↓

(株)国際協力銀行JBIC(財務省) (独)日本貿易保険NEXI
(経産省) (独)国際協力機構JICA(外務省) とともに

国民のチェックが行き届かないところでの、大盤振る舞い + 天下り 公的資金援助体制 = 原子力産業の存続に貢献

まとめ

- 先住民族政府は、聖地を開発から守る手段として文化財登録を目指す運動を戦略としてとっている
- 先住民族政府は、人種差別や植民地化された経験を、文化財認定闘争のイメージ戦略として採用している
- 経済的恩恵と文化財保護を比較・対峙させることの困難
- 開発計画における先住民族へのコンサルテーション不足
- 環境影響調査(EIS)の中の社会影響調査の中における先住民族の文化的・宗教的な意義(文化財)の過小評価
- 意図しないステークホルダーが生み出される＝原子力部門への過大な公的資金注入
- 情報公開、市民の監視、参加、関与が不可欠